

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- (1)当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者(※1)又は過去 10 年間（但し、過去 10 年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役又は監査役であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前 10 年間）において当社グループの業務執行者であった者
- (2)当社グループを主要な取引先とする者(※2)又はその業務執行者
- (3)当社グループの主要な取引先(※3)又はその業務執行者
- (4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (5)当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6)当社グループから一定額を超える寄附又は助成(※5)を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (7)当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(※6)又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (8)当社グループの主要株主(※7)又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (9)当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- (10)当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (11)過去 3 年間に於いて上記(2)から(10)に該当していた者
- (12)上記(1)から(11)に該当する者（重要な地位にある者(※8)に限る）の近親者等（※9）

※1 業務執行者とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。

※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であつて、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の 2%を超える者

※3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであつて、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の 2%を超える者

- ※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の 2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
- ※5 一定額を超える寄附又は助成とは、過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円又はその者の直近事業年度における総収入額の 2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
- ※6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の 2%を超える金融機関をいう。
- ※7 主要株主とは、議決権保有割合 10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
- ※8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- ※9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

以上

平成 27 年 12 月 4 日制定
マルシェ株式会社